

◎保安林における緊急伐採等の届出【規則第 66 条第 1 項の届出書の様式】

保安林（保安施設地区）内緊急〇〇〇〇届出書

年 月 日

（該当の市町村）長 様

住 所
届出人 氏名

次の森林（土地）において次のように立木を伐採（立竹を伐採、立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したので、森林法第 34 条第 9 項（第 44 条において準用する同法第 34 条第 9 項）の規定により届け出ます。

森 林 の 所 在 場 所	市 郡 町 大字 字 地 番
保安林（保安施設地区） の 指 定 の 目 的	
理 由	
行 為 の 日 時	
行 為 の 方 法	
備 考	

注意事項

- 1 届出書は、伐採その他の行為についての箇所ごとに作成すること。
- 2 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に伐採その他の行為を必要とした理由その他必要な事項を記載すること。
- 3 行為の方法欄には、規則第 61 条の申請書の様式の注意事項 3 及び 4 により記載すること。立木の伐採については、伐採の方法、伐採した立木の樹種、年齢及び面積又は立木材積を記載すること。
- 4 届出書は、行為が完了した日から 30 日以内に当該地の市町村長（2 以上の市町村の区域にわたる場合は各地方事務所の長）に提出すること。（S56.6.16 付権限委任）